

付 属

Annex – 1 Form FC-GPR

(Para 3.1.4)

邦訳割愛

Annex – 2 株と転換社債の譲渡条件 (Para 3.4.4(i) (e) and (f))

1.1 金融サービス以外のインド会社の株/ 転換社債を売買形態で譲渡、に関連する価格、書類手続、支払/受領、送金、に関して取引関係者は下記ガイドライン遵守のこと。

1.2 **Parties invlved in the transaction are** (a) seller (resident/ non-resident), (b) buyer (resident/ non-resident), (c) duly authorized agent/s of the seller and/r buyer, (d) authorised Dealer bank (AD) branch and (e) Indian company, for recording the transfer of ownership in its books.

2 Pricing Guidelines

2.1 価格ガイドラインは下記取引に適用される：

- i. 居住者から非居住者に私的手配で売買形態での株譲渡
- ii 非居住者から居住者に私的手配で売買形態での株譲渡

2.2 **Transfer by Resident to Non-resident** (即ち、erstwhile OCBを除く非法人実体、外国人、NRI, FII)

居住者から非居住者への売買形態で譲渡の株価格は下記以下であってはならない

- (a) 当該株が上場株の場合、市場株価
- (b) 非上場株の場合は、公認会計士が、erstwhile Controller of Capital Issues のガイドラインに基いて算出する株価値

入金時の株代金は公認会計士が証明するものとする。

2.3 **Transfer by Non-resident** (即ち、非法人非居住実体、erstwhile OCB、外国人、NRI) **to Resident**

非居住者から居住者への株売渡しは、2000年5月3日付け告知 No. FEMA 20/2000-RB の下記 Regulation 10 B(2) に則ったものであること。

- (a) インド会社が上場されている場合、
 - (i) 売渡価格は株式市場価格であり、SEBI に登録済商業銀行又は株式取引所に登録済ブローカー に依って有効化、を要する。
 - (ii) 譲渡が上記(i) 該当で無い場合、株価格は申請書日付以前の1週間の平均

値の5%変動内で為されるものとする（日々の高値安値の平均、1週間の平均）。然しながら、インド会社の外国側合弁者或いは外国側発起人が、居住発起人に会社管理権譲渡の目的で株売却の場合は、前述価格の25%高まで承認される。

(b) インド会社が非上場の場合、

(i) 譲渡に対する想定支払額が per seller per company 200 万ルピー以下である場合、株が譲渡されるインド会社の法定監査人からの株価算定に関する証明書提出される現行の価格算定基準に基いた、売主買主間で相互合意価格で。

(ii) 想定支払額が per seller per company 200 万ルピー超のばあい、下記のいずれかで；

A) 株当たり利益に基く価格、又は簿価での純資産(Net Asset Value-NAV)に基く価格、の高い方。

B) RBI に依って提示される小口取引での市場価格、さすれば全持株が5営業日以内に売渡されるだろう。

C) 株が非上場の場合、会社の法定監査人、公認会計士又は証券市場登録 Category-1 の商業銀行、による二通りの株価査定の低い方。

Explanation :

i) 申請が為された月から遡って6ヶ月間に、インド主要株式取引市場で、当該株の年間取引数が当該会社株数の2%に満たないものは、僅かな取引と看做される。

ii) 一株当たり純資産 (Net Asset Value) 算出目的の為、繰越その他費用、繰越損、外部負債、再評価積立金、資本準備金（現金受領補助金を除く）、は全資産額から控除されるべきであり、確定した純資産額を払込株数で除すものとする。無形資産は株式資本と引当金（再評価積立金を除く）から控除されるべきで、確定した数字を払込株数で除すものとする。斯様に算出された NAV は、申請月の直前月を通じて Bombay 株式取引所 national index の平均 BV multiple と共に用いられるものとする。BV multiple は40%割引かれるものとする。

iii) 一株当たり利益に基く株価算出の為、会社の最新バランスシートに基く一株当たり利益を、Bombay 株式取引所 National index の、申請書提出月の直前月の平均 Price Earning Multiple と共に利用すること。Price Earning は40%割引くこと。

3. Responsibilities/ Obligations of the parties

取引関係者全員が、FEMA 諸規定と、政府が定めた個々に対する限度、分野別上限、外国投資上限など株譲渡に伴う諸規定を遵守する義務を負う。又、諸税納入で取引落着とする。

4. Method of payment and remittance/ credit of sale proceeds

4.1 海外居住者による株購入は通常の銀行経由でインドに送金を要する。購入者が FII の場合、決済は FII の Sapecial Non-Resident Rupee Account への debit で為されること。NRI の場合は、NRI の NRE/FCNR(B) account への debit とする。然しながら、株式購入が NRI に依って non-repatriation basis で為される場合、決済は通常銀行経由でのインド宛送金で、又は NRE/FCNR(B)/NRO account にある資金からの支払で、為されるものとする。

4.2 非居住者による株売却代金(net of taxes)は海外に送金するものとする。FII の場合、売却代金は FII の Special Non-Resident Rupee Account に credit されるものとする、NRI の repatriation basis 売却の場合、売却代金 (net of taxes) は NRI の NRE/FCNR(B)に credit されるものとする。NRI の売却が non-repatriation basis の場合は、NRI の NRO account に credit される、但し諸税支払いのこと。

4.3 OCB による株売却代金 (net of taxes) は、直接海外に送金されるものとする。売却が non-repatriation basis であれば、売却代金は OCB の NRO (Current) Account に credit されるものとする、但し諸税支払いのこと、又、OCB の当該勘定が RBI に依って凍結されている場合を除く。

5. Documentation

添付の FC-TRS Form (in quadruplicate)での申告書入手とは別に、AD branch (Authoraized Dealer)は下記 documents の記録を保持すること；

5.1 for sale of shares by a person resident in India (居住者による株売却の場合)

- (i) 売主、買主の、又は双方の代理人の、譲渡明細、即ち、譲渡株数、被株売却の会社名、譲渡価格を明示した署名付き同意書。正式売買契約書が無い場合、同意書は登記されることを要する。
- (ii) 双方の代理人が署名した同意書には、売主、買主が代理人に売買権限委任の委任状。
- (iii) 非居住者が株取得後の、被投資会社の株所有者の明細、即ち、居住者保有割合と非居住者のカテゴリー毎（即ち、NRIS/OCBs/外国人/非居住法人/FII）の、分野別上限/限度が明示されている会社から売主/買主又は彼等の代理人に依って取得された払込資本金に対する割合。
- (iv) 公認会計士からの fair value of share を明示する証明書。
- (v) 売却が株式市場で行われた場合は、Broker's note のコピー。
- (vi) 買主は FDI Policy の下、株式/転換社債を取得する資格があり、既存分野別言と株価格に関するガイドラインに適合している、と言う買主の保証書。FII/SUB からの保証書は、SEBI が規定している個々の FII/SUB account 上限に抵触していない、と

言う内容の保証書。

5.2 For sale of shares by a person resident outside India (非居住者による株売却)

- (i) 売主、買主の、又は双方の代理人の、譲渡明細、即ち、譲渡株数、被株売却の会社名、譲渡価格を明示した署名付き同意書。
- (ii) 双方の代理人が署名した同意書には、売主、買主が代理人に売買権限委任の委任状。正式売買契約書が無い場合、同意書は登記されることを要する。
- (iii) NRIs/OCBs が売主の場合、売主保有株は repatriation/non-repatriation basisi を明示する RBI 許可書の写し。憂い上げ代金は NRE/NRO account に credit されるものとする。
- (iv) 公認会計士からの fair value of share を明示する証明書。
- (v) Income Tax 当局/公認会計士からの、No Objection Certificate/ Tax Clearance Certificate。
- (vi) 買主からの、株価格ガイドラインは遵守されている、と言う保証書。

6. Reporting Requirements (要報告事項)

6.1 居住者から非居住者へ、非居住から居住者へ、の株譲渡報告は form FC-TRS で為されるものとする。Form FC-TRS は AD Caegory – I 銀行に代金受領日から 60 日以内に提出を要し、提出義務は譲渡者/譲受者、居住者が負うものとする。AD Category – I 銀行は、それを自己の link office に送達し、link office は Form を纏めて月報で RBI に提出することを要する。

この為に、Authorized Dealers は支店がこの処理を出来るように指示し、各支店はこの処理を円滑に出来るように熟練した人材配置を要する。ADs は nodal office (link office) に各支店での作業調整と RBI への確実な報告、を指示をすること。

6.2 株譲渡が個人的アレンジの場合、譲受者/代理人は、被株譲渡会社に譲受者による支払いは為され譲渡者は送金を受領した、という AD 支店からの Form FC-TRS の証明書を持参して、株被譲渡会社の株主台帳に株譲渡を記録させることを要する。AD からの証明書受領時、当該会社は株主台帳に譲渡を記録することを要する。

6.3 株譲渡に伴う実際の外貨流入と流出は AD 支店に依って R-retruns で報告されること。

6.4 加えて、AD 支店は客先から受領した Form FC-TRS の 2 コピーを、売却での株譲渡に伴う送金授受勘定の入出金報告書と共に IBD/FED/又は当該銀行が Proforma で指示した

nodal office に提出すること。尚、Proforma は MS-Excel format に記載あり。

IBD/FED 又は銀行の nodal office は支店から FC-TRS Form コピー送達で報告された全取引に関する総括月報を RBI ,Foreign Investment Division, Cetrnal Office, Foreign Exchange Dept (Mumbai)に soft copy (in MS-Excel)を e-mail で提出すること。

e-mail address: fdidata@rbi.org.in

6.5 個人的アレンジで、FII に依る株売り買いは FII の Special Non Resident Rupee Account に debit/credit される。従い、取引は FII の指定銀行に依って Form LEC(FII)で報告されることを要する。

6.6 NRIs/OCBs に依って、Portfolio Investment Scheme の下 購入された、インド会社の株/転換社債は、個人的アレンジでの売却形式で譲渡は不可。

6.7 AD から月報を受領後、譲渡者/譲受者から求められた場合、RBI は追加詳細を要求する、指針を与えるものとする。

Annex – 3 居住者から非居住者への贈与形式での株譲渡、での要提出書類 (Para 3.4.5(iii))

- i. transferor (donor), transferee (donee)の住所氏名。
- ii. 贈与者と非贈与者の関係。
- iii. 贈与理由。
- iv. 国債、財務省証券と債権の場合、公認会計士による市価証明書。
- v. 国内投資信託型ファンド、金融投資信託ファンド、の持ち単位の場合、当該証券の Net Asset Value に関する発行者からの証明書。
- vi. 株と社債の場合、SEBI 又は erstawhile CCI の上場会社、非上場会社の為のガイドラインに沿った公認会計士による株価評価証明書。
- vii. 贈与形式による居住者から非居住者への株/転換社債の譲渡は分野別上限/FDI 限度に抵触しない、又、譲渡に依って生ずる非居住者保有株/転換社債数は会社の払込資

本金の5%を超えない、ことを証する当該インド会社からの証明書。

viii. 今回の寄贈に既寄贈分を含めても、譲渡者のカレンダー・イヤー期間中の非居住者への寄贈額は US\$25,000 相当ルピー額を超えない、と言う居住譲渡者からの保証書。

Annex-4 Definition of “Relative” as given in section 6 of Companies Act. 1956

(会社法に拠る 親族の定義)

(Para 3.4.5 (iii) (d))

親族と看做される者は、

(a) Hindu 大家族の一員

(b) 夫と妻； 又は

(c) Schedule I A (下記)の者

1. Father
2. Mother (including step-mother, 継母を含む)
3. Son (including stepson)
4. Son's wife
5. Daughter (including step-daughter)
6. Father's father
7. Father's mother
8. Mother's mother
9. Mother's father
10. Son's son
11. Son's son's wife
12. son's daughter
13. Son's daughter's husband
14. Daughter's husband
15. Daughter's son
16. Saughter's son's wife
17. Daughter's daughter
18. Daughter's daughter's husband
19. Brother (including step-brother)
20. brother's wife
21. sister (including step-sister)
22. sister's husband

:*****

Annex – 5	(Para 6.2.1 (i))	邦訳割愛
Annex – 6	(Para 6.2.1 (ii))	邦訳割愛
Annex – 7	(Para 6.2.3)	邦訳割愛
Annex – 8	(Para 6.2.5)	邦訳割愛
Annex – 9	(Para 6.2.5)	邦訳割愛